相続税の申告書

第1表（平成21年4月分以降用）

＿＿＿＿＿税務署長 殿
＿＿年＿＿月＿＿日 提出

相続開始年月日 ＿＿年＿＿月＿＿日

○フリガナは、必ず記入してください。

			各人の合計	財産を取得した人
	フリガナ		（被相続人）	
税務署受付印	氏名			㊞
	生年月日		年 月 日（年齢 歳）	年 月 日（年齢 歳）
	住所（電話番号）			〒 （ － － ）
	被相続人との続柄	職業		
	取得原因		該当する取得原因を○で囲みます。	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
	※整理番号			
課税価格の計算	取得財産の価額（第11表③）	①	円	円
	相続時精算課税適用財産の価額（第11の２表１⑦）	②		
	債務及び葬式費用の金額（第13表３⑦）	③		
	純資産価額（①＋②－③）（赤字のときは０）	④		
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第14表１④）	⑤		
	課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て）	⑥	000 Ⓐ	000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額		（人） Ⓑ 円 0000000	左の欄には、第２表の②欄の㊁の人数及び㋥の金額を記入します。
	相続税の総額	⑦	00	左の欄には、第２表の⑧欄の金額を記入します。
	一般の場合 あん分割合（各人の⑥／Ⓐ）	⑧	1．00	．
	一般の場合 算出税額（⑦×各人の⑧）	⑨	円	円
	租税特別措置法第70条の６第２項の規定の適用を受ける場合 算出税額（第３表⑬）	⑩	相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、⑧、⑨欄の記入を行わず、この欄に第３表の⑬欄の税額を記入します。	
	相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（第４表１⑤）	⑪	円	円
各人の納付・還付税額の計算	税額控除 暦年課税分の贈与税額控除額（第４表２⑬）	⑫		
	税額控除 配偶者の税額軽減額（第５表㋑又は㋭）	⑬		
	税額控除 未成年者控除額（第６表１②、③又は⑥）	⑭		
	税額控除 障害者控除額（第６表２②、③又は⑥）	⑮		
	税額控除 相次相続控除額（第７表⑬又は⑱）	⑯		
	税額控除 外国税額控除額（第８表１⑧）	⑰		
	税額控除 計	⑱		
	差引税額（⑨＋⑪－⑱）又は（⑩＋⑪－⑱）（赤字のときは０）	⑲		
	相続時精算課税分の贈与税額控除額（第11の２表⑧）	⑳	00	00
	小計（⑲－⑳）（黒字のときは100円未満切捨て）	㉑		
	農地等納税猶予税額（第８表２⑦）	㉒	00	00
	株式等納税猶予税額（第８の２表２⑩）	㉓	00	00
	申告納税額（㉑－㉒－㉓） 申告期限までに納付すべき税額	㉔	00	00
	申告納税額（㉑－㉒－㉓） 還付される税額	㉕	△	△

（注） ㉑欄の金額が赤字となる場合は、㉑欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、㉑欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額（第11の２表⑨）があるときの㉕欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

㊞

□ 税理士法第30条の書面提出有　□ 税理士法第33条の2の書面提出有

控